

第九十二回帝國議會 衆議院 行政官廳法案外一件委員會會議錄(速記) 第四回

付託議案(審査終了のものを除く)
會計検査院法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)(第六七號)
皇室經濟法の施行に關する法律案(政府提出、貴族院送付)(第七〇號)

昭和二十二年三月二十九日(土曜日)午後一時四十九分開議

出席委員

委員長代理 山崎 岩男君
理事 森崎 了三君 理事 森本 義夫君
小川 原政信君 加藤 一雄君
藥師神岩太郎君 石原 登君
星 一君 村島 喜代君
吉川 兼光君 原 國君

三月二十五日委員原形之助君辭任につき、その補闕として川島金次君を議長において選定した。
三月二十七日委員川島金次君辭任につき、その補闕として石川金次郎君を議長において選定した。

三月二十八日會計検査院法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)皇室經濟法の施行に關する法律案(政府提出、貴族院送付)の審査を本委員に付託された。

出席國務大臣

國務大臣 金森德次郎君
出席政府委員
法制局長 佐藤 達夫君
法制局事務官 宮内 乾君

本日の會議に付した議案

會計検査院法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)
皇室經濟法の施行に關する法律案

第六類第十四號 行政官廳法案外一件委員會會議錄 第四回 昭和二十二年三月二十九日

(政府提出、貴族院送付)

○山崎委員長代理 會議を開きます。

委員長は本日やむを得ぬ事情によつて缺席いたされたので、理事たる私が委員長代理として議事を進めます。まず昨日日本委員會に付託された會計検査院法を改正する法律案、皇室經濟法の施行に關する法律案の二法案について、政府當局より提案理由の説明を求めます。金森國務大臣。

○金森國務大臣 會計検査院法を改正いたします法律案の理由の御説明を申し上げます。

検査院法は、御承知のごとく、明治憲法が制定せられたのに伴ひまして、明治二十二年に制定されたのであります。その後ほとんど特別な意味をもつ改正もなく現在に至つております。

ところで今回日本國憲法が施行されるに至りまして、憲法の上で別段特に激しい變化を豫想しておるわけではありませぬけれども、憲法の全精神から推しまして、この検査院の制度につきましては、相當本質的な改正を加えることが必要となつたわけでございます。

何ゆゑにさういふ改正が必要となつたかと申しますと、この改正憲法のもとにおきましては、會計検査院といふものはつきりした獨立性を認められて、政府から何らの影響をさせることもなく、十分に公正に會計検査をしなればならぬ。

こういう建前でありますので、主としてその検査院の獨立性というものに重點を置きまして、なおこの會計検査の重要なことに顧みまして、その能率を發揮させることと、それからまた權限を擴充すること、相當手廣に會計上の検査をさせる。大體この三つの着想に基きまして、いろいろの制度を變えたわけであります。

その改正に基きまして、會計検査院の組立方のことを申しますと、今までの會計検査院は天皇に直隸をいたしまして、國務大臣に對しましては、獨立の地位をもつており、そしてまた中には相當たくさん會計検査官がおります。それが大きな問題は十數人の検査官で相談して解決する。こういうことになつておつたのであります。今回の改正においては、まず天皇に直隸することがなくなつたのであります。これは憲法改正の必然の結果であります。

内閣に獨立するといふことになるのは、これまた憲法改正の必然の結果であります。今までの十數人の検査官で總會議で決定し、そのほか部會で問題を決定しておつた。そういうやり方を本質的に改めまして、今回は検査院の審議の仕方をついにわけまして、物の値打を判斷する。いいとか悪いとかいふことを判斷するのは三人の検査官が合議で定めることにしたのであります。ちやうど裁判所の裁判官が何人かの合議で定めるのと同じように、三人の検査官のごく自由な、ほかから影響されない考えて合議をして定める。

こういうことにいたしました。それから實際複雑な會計検査を精密にいたしますためには、特別の事務總局といふものを設けまして、その事務總局に今の豫想におきましては數百人の職員がはいりまして、間違ひのない調査をする。そういうことにいたしました。検査官の會議は、いわば決定機關であります。その下にありますところの事務總局といふものは、執行の機關である。こういうふうに申し上げたらいやうかと、思つております。

そこで次に検査官の任命等はどういうふうにするかと申しますと、これがさらに重大な問題であります。検査官の身分を十分獨立しておきまないと、自然内閣の影響を受けるようなことになるわけでありまして、そこでその點を考へまして、検査官は國會——兩議院の同意を経て、さうして内閣がこれを任命する。さらに天皇が認證せられるという形にしております。最も慎重な取扱ひをいたしております。

會計検査院の長はどうしてできるか。こう申しますとこれもまた今の三人の検査官が互いに選び合ひまして、さうしてその互選の結果によつてできましてその一人を會計検査院の長とするわけでありまして、これが結局會計検査院の事務全般を管理することになると存じます。検査官の任期はどうか。という、初めから七年と定めてある。再任することができると申すと、一回かぎりである。つまり七年の任期を二回重ねて十四年しかできない。三遍

續けて再任せられることはあり得ないことになつてゐる。これはかなり變つたことであるが、身分の保障を非常に嚴重にいたしますので、結局その人の意見が大きな意味をもつてくる。

それがあまり固定しておると、その會計検査院の働きが固定するきらいがあるので、それを何年にしてよいかといふことはもとより議論のある問題ですが、まず二回くらいで打切ることにする方が、諸般の見地からみて、彈力性、獨立性もあると考へるのであります。その他六十五歳になると、退官することになつてゐる。また身體の故障あるいは職務上の義務に違反したといふ場合にどうして止めるかについては、結局同僚の裁きといふか、他の検査官の合議によつて、その事實を決定する。

さらに國會兩議院の決議があつたときには退官することになつております。その點について非常に身分保障が完全になつたと考へております。現在の検査官は十數人あつて、それも一つのよい意味をもつていますが、やはりものはあまりたくさんの方が相談し決定することは事情に適しない面があつて、三人位の検査官が全責任をもつて決定することがよからう。さういふことで、ひとまず三人と限定いたしました。

事務總局の方は、官房のほかには四局設け、その下にいろいろの職員を置いておりますが、この職員も相當に獨立性が認められておるのであつて、そのうちの一級の官吏は内閣で任免進退をすることはありますが、その根本は

検査官が合議で決定して、その決定に基づくでありますから、非常に獨立性をもつておることになります。

第二は検査院はどんな仕事をするかという働きなの張りのことでありますが、それは憲法に豫定している仕事はもちろんであります。別に法律ができて、検査の範囲をきめることももとより問題はありません。なお一般的に申しますれば、今までの検査院の働きよりも少し廣くいたしまして、この法律の中にこまかに書いてあります。が、たとえて申しますと、國の方から資本金を出してゐる法人の會計を検査すること、あるいは國から資本金を出してゐる法人が、さらにまたその金を出したの物に出してゐるような場合があると、その先でも會計検査をすることができるといふことになつております。それはそういう新しい形が自然殖えたことにもよるのであります。新しい政治形態、國のその面の行政について合うようにこの規定を完備したわけがあります。その他いろいろこまかいことがありますが、そのうちの二、三のやや大きな點を申し上げますと、いままでも委託検査というものがあつて、會計検査院が直接に検査をいたしませんで、その部分に検査を委託しておくということがあつたのであります。すべての場合についてやるわけではありませんが、比較的小さい仕事、しかも數の多い場面、私の聞いているところでは、たとえば鐵道の切符を賣るといふ事務的な會計は直接の検査をしなかつたのが普通でありまして、今度は會計検査院の本質に顧みまして、全部直接に検査する、こういう建前をつたのであります。これはもとより實際

は非常に困難なことでありますが、それにはしかるべき便法を設けて、とにかく直接検査していくということにいたしております。

次にやや大きな働きの上の問題と
たしましては、會計検査院は精密な會
計の検査をいたしまして、そうして報
告書をつくつて、それを國會に政府の
手を経由して提出することになつてお
ります。すなわち検査報告は、年々國
會に提出せらるることになるのであり
まして、その検査報告の中には、今ま
で會計検査院が各會計事務を扱つてお
るものに對しまして、いろ／＼注文を
つけて、法令や制度や行政に關しまし
て、改善を必要とする事項があるとき
に、意見を表示したり何かしておりま
するが、それらのことも、みなその檢
査報告に書くことにいたしました。な
おかような検査報告が國會に出ます
ときには、今まではただ書面を政府の
手を経由して國會に出しただけであ
りまして、その辯明にあたりますのは
政府だけで辯明しておつたのであり
ます。こういうふうにいたしますと、も
のの道理といたしまして、政府のみが、
辯明の矢面に立ちますのがゆゑに、
せつかく會計検査院でいろ／＼の研究
をいたしましたことが、國會に直接映
らないことになるおそれがあるのであ
ります。そこで今回はその缺點を改め
まして、検査報告につきまして、會計
検査院の方から検査官を出席せしめて
説明をするとか、あるいは直接に書面
を出して説明をするということができ
るようになっています。これは國會の
權能を相當擴めたことになるのであ
ります。ただかようにいたしますと、
一つの疑念が起りまして、そういうふ

うにすれば、國會の方では自分の會議であまり望まないようなときに、検査官が出て来て説明をしたい、こう言われるとどうなるであらうか、むりやりに説明を聴かなければならぬことになるのではないか、こういう疑いが起つてくるのでありますが、これは國會の中の事務の取扱ひ方の問題でありまして、このことは憲法の中にも國會の内部のことは國會みずからきめらるる、正確に言えば、兩院みずからきめらるる、こういうことになっております。

從つて特別な法律がない限りは、兩院
みずからその順序をきめられてよから
うと思います。たとえて申しますと、
委員會でなければ聴かないとかいうふ
うにおきめになつてもよろしいし、あ
るいは時期を指定して、そのときでな
ければ聴かない、こういうふうに御規
定になつてもそれはもう議會の自治的
な權能によることと思つております。
それが大體検査院の方の仕事であり
ますが、なおここにもう一つ申し上げ
たいのは、検査院に關係することので
ありますけれども、各官廳に會計官
検査の事務をとつております出納官
あるいは出納員というものがあつまし
て、これは會計法の規定に基きまし
て、現金や物品を扱つておる。その現
金、物品の取扱ひについては、一切の
責任を負つておるのであります。その
ときに、たとえばもつておる金を失つ
てしまつたとか、あるいは扱つておる
物品を毀損させてしまつたとかいふ場
合にはどうなるかという問題が起りま
す。こういうことは、從來とも正確な
規定が設けてありまして、結局會計檢
査院から責任解除の判決を受けるので

なければ、その賠償責任を免れることができないというようなふうに今まで定まつておつたのであります。ところが今回裁判の制度が變りますと、今までのように會計検査院がその責任を最後まできめてしまふ、たとえば賠償責任があるということを會計検査院で決定せられますと、もうそれ以上に何らの救済の途がないということになりまして、すべての問題を裁判所へもつていくということがそこで押しつけられてしまふことになります。これは今回の憲法に伴つてやはりかえなければなりませんので、その點を考へまして――ほかの點をもなお考へまして、もしもそういう出納官吏が國に損害を與えた事實があつたような場合におきましては、ほんとうに善良な管理者の注意を怠つたために、さような事實ができたかどうかを審査して、賠償責任があるかないかを検査院で決定をいたすというふうに、本法で規定をいたしました。さらにさように決定せられますればどうなるかと申しますと、本人としては、普通の裁判所に訴えて問題を最後に解決してもらうこともできるのであります。

なおそのほかにもいろいろこまかい規定がある。今までにない點を設けておりまするけれども、大體大きな筋と云うものは今申し上げたようなところに盡きると考えております。先ほど申しましたように、この検査院の制度は、日本におきまして今までの検査院の行き途よりも、はるかに進んだ行き方であり、これによりまして獨立制が強く増加したことになるのであります。

なおしまいぎわになりまするが、この

會計検査院の獨立性が強くなつたといふことの一つの例をあげてみますと、會計検査院と云ふものは、結局官廳の一つでありますから、自分に豫算をまたなければなりませんので、本年の豫算をいくら使うか、こういうことが現れてくるのであります。從來はさういふ豫算は政府におきまして決定して、そうして總豫算に載せまして國會の議決を経る、ということになっております。今後ともその大筋はかえることはできないのであります。しかしもしも會計検査院と政府と意見が違ひまして、たとえば會計検査院で百の豫算を要求いたしましたときに、政府で九十にこれを査定した。あの十が問題になつて、會計検査院と政府と意見が一致しない、という場合があります。と、從來ならば、政府の意見で九十を押し通すということになりました。しかしさういふ態度を徹底いたしますと、會計検査院がほんとうに獨立して仕事をしよう、というときに十分に目的を達しないことになります。そこで今、回は責任は政府がとるのだからして、政府は九十に査定して總豫算をつくるものが、しかしながら同時に検査院の方の要求の内容を検査院から出された通りに書きまして、それを添えて國會に出すのであります。國會は政府の提案と會計検査院の要求とを見究めて、自分の判斷、最高機關の權能によつてこれをしかるべく決定をせらるるというふうなふうになりまして、この點はかような獨立官廳の地位を非常に高めたことになるかと存じております。

大體會計検査院の方の説明はこのくらゐにいたしました、次に皇室經濟法の施行に關する法律案の提案理由の方

の御説明を申し上げたいと思います。これはきわめて簡単な法律でございまして、本来ならばもう少し複雑に書かなければならぬのでありますが、事實やむを得ざる事情がありまして、どうしてもなにかをこの際精密にきめることができないという立場に置かれておるのであります。皇室の経済に關する問題は、今正直に言つて、いろいろの考えが錯綜しておる時代でありまして、この際はつきりときめるといふことには相當考慮の餘地があるものであります。しかしこれをきめませんと、五月三日以後の皇室の經濟が適當に動いていきません。だから確定してしまふのも工合が悪いし、きめなければ困るといふこの二つの事情の中には含まれて、暫定的な考えをもつてこの法律をつくり上げたのであります。従つて案の中には種々なる未確定なものが含まれておるのであります。そのなかみの第一は、皇室經濟法の第三條に規定してあります一定價額に對する規定であります。皇室經濟法の規定、すなわち先に御協賛を得ましたところの皇室經濟法の第二條をくらんださい、とわかりますけれども、この第二條のおもなる考え方は、皇室と皇室外の、たとえば國民といふものとの双方の間に金錢その他の財物が動くことに制限を加へた意味の規定であります。皇室經濟法の規定によりまして、大體何萬圓以下のものは自由に、たとえば獻納したり、あるいは賜つてよい、またそれより少し上のものは皇室經濟會議の議を経なければこれを授受することができないといふふうになつておりまして、またそれを超えますものは、これは憲法の規定により

まして、國會の議を経なければ財物が兩者の間を動くことができない、この二つになつておりました。それに必要な、たとえば金額いくらという、そういう價額の定めをきめるといふことが豫想されておるのであります。この施行法におきましては、ほんとうから申しますと、その法律の中に豫想しておりましたいくつかの金額をきめなければなりません。たとえば五萬圓以内とか、二十萬圓以内とかいふような金額を具體的にきめなければ、施行法の目的を達しないことになるわけでありまして、ところが先にも申しましたように、これをこまかに、正確にきめようとは、まだ時期が適當でないであります。經濟的な物の値段の動きといふものも非常に變つておりますし、そのほかに原則的に考えなければならぬような大きな問題があるわけでありまして、そこでこまかい規定はすべてやめてしまひまして、この改正案におきましては、皇室の方から人民の方に移つていくものにつきまして、また人民の方から皇室の方に移つていくものにつきまして、五十萬圓までの金額すなわち通計して五十萬圓までのものは自由に流通してよろしい、こゝういふふうの規定に止めたのであります。これは經濟法の趣旨よりも少しあらつてきめたかと申しますと、本来ならば實は五十萬圓では困るのであります。皇室の方はたゞさんの宮様方がおいでになります。その範圍におきまして、流通金額五十萬圓を超えれば、すぐに國會の議にかかるといふことは困るはずであります。政府は新しい憲法施行後の國會には、いち早く完全な法律

を出そう、こゝういふふうに豫想しておりますので、さしあたりのところ、この二月ばかりの間の必要なるものをきめますれば、目的が達すると存じております。ただ二月ばかりの間のことであります。たゞ二月ばかりの間のことであります。こゝういふふうに豫想しておきまして、それを超えたらば國會の議を経なければ、財物の授受ができないといふふうにしたとしても、大體間に合ふだらうと思つておりますし、さうな限度できめますれば、ほかにとかくの支障を起すこともない、かように考へて、やや大づかみな規定を設けたわけでありまして。次に改正の第二の點は、皇室經濟法の第四條に豫想しておりますところの内廷費の定めをきめる規定であります。内廷費と申しますのは、前から御説明はいたしておりましたが、念のため御説明申し上げます、皇室の經費は大體三つにわけて考へております。一つは宮廷費、いはば表側の經費であります。一つは内廷費、これはいわば内側の經費であります。そのほかに皇族の御經費といふふうな三つにわけて考へておるのであります。その中の内廷費であります。これは結局天皇と、内廷にある皇族の日常の費用、その他内廷の諸費にあてられるといふふうのものであります。でありますから、經濟狀態の變動等の影響を受ける面が多いのであります。日常の生活費にあたるものが多いのであります。従つて金額の上におきましても、物價の趨勢の影響は非常に多いと思ひます。でありますから、今日先々までも見透してその定額を明確にするといふことは、相當の困難があるのであります。

しかしそれかといつて二月ばかりの間をきめておく、こゝういふこともできないのであります。いろいろの計畫を立てますには、先の方までも豫定しておかねばならぬ、これも折衷で二年間の有効期間を付しまして、さうして定額をきめたのであります。しかしその間におきましても、諸般の事情から金の額をかへる方がよいといふような場合が起りますれば、いつでもその額の變更について法律改正の手續をとるべき旨を定めておる次第であります。次に第三の皇族費の問題であります。が、皇族費の關係におきまして考へべきものが二つあるのであります。一つは年々皇族方に差出すところの定額であります。もう一つは皇族が皇族から離れられて一般國民におなりになります場合に、一定の金額を一時金としてお渡しするといふのであります。つまり年額として考へます場合と、一時金として考へる場合と、二つあるわけであります。そのうち年額として考へます方を今回は特に規定をしておるのであります。年額として皇族の御經費を支辨するのであります。これをどう計算するによつてしたならばいいかと申しますと、經濟法で豫想しておりますように、まず標準額を一つきめまして、その標準額に従つてたとえば親王はその標準額通り、内親王はその何分の一とかいふふうにきめております。標準額をきめる必要があるのであります。これも本格的のものは憲法施行後の最初の國會、これはいつ開かれますか、速かに開かれるとは思ひますけれども、いずれにしても結果が出ますまでは、少し遅れるものと思つております。さういふ

ことを考へましてさしあたつて、十五萬圓をその算定の基礎と定めたのであります。ほんとうのものは今申しましたように、今後十分な研究を重ねまして、これを規定するといふふうにしたと考へております。次に前にちよつと申しました一時金の基準額であります。一時金といふのは、ある基準額に五年以下の數字をかけて算出するのであります。が、その基本となりまする額も、皇室經濟法の趣旨から言へば、今回きめておくことの必要があるはずであります。ところが一時金といふものは相當先のことも考へなければならぬと申す、またそのほかのお方の約合とかいふことを考へなければならぬと申すので、今日これをきめまさんとはいまだ少し研究が足りませんので、これも憲法が施行せられた後の最初の國會において十分お定めを願ふことにいたしました。今回はそれをきめません。のみならず經濟法に書いてある一時金額の規定は適用しない。こゝういふふうの規定をいたしましたのであります。この結果といたしまして、かりにほんとうの法律が出来ないうちに皇族の方が皇族から一般國民におなりになるということが、一時金は差出すことができないといふような結果になります。それは法律としてははなはだ不十分なことでありまして、いづれにいたしましても、國會がほんとうに新しく開かれるのは遠くないことと思つておりますので、しばらくそこに猶豫をしておれば事に差支へはない、こゝういふふうを考へまして、さうな暫定的な規定を設けたのであります。以上申し上げたところが、この二つの法律につきましての説明でございます。

すが、どうぞ御審議をお願いいたした
いと思ひます。

○山崎委員長代理 本日はこの程度に
いたしまして、明日は午前十一時より
開會いたします。本日はこれにて散會
いたします。

午後二時十七分散會

昭和二十二年四月二十五日印刷

昭和二十二年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局